

審議会等会議録

審議会等の名称	令和6年度山口市地域福祉推進協議会
開催日時	令和6年10月18日(金曜日)13:30～15:30
開催場所	KKR 山口あさくら 扇翠の間
公開・部分公開の区分	公開
出席者	草平会長、長谷川委員、芳西委員、増本委員、其原委員、秋本委員、赤松委員、来栖委員、井上委員、平野委員、松野下委員、尾中委員、伊藤委員、横山委員、中村委員、山根委員、大田委員、上村委員、藤井委員
欠席者	高野副会長、本城委員、内田委員、山本委員
事務局	【山口市】 鈴木部長、周山課長、中川課長、守田課長、石川課長、河口課長、藤井副参事、三戸主幹 【山口市社会福祉協議会】 江藤常務理事、松村事務局長、有富課長、中村(敬)課長、田中課長、佐藤課長、吉武主幹、中田主査、梅木主任、内富主任
議題	議事 (1)山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画 取組の実施状況について (2)重層的支援体制整備事業の取組等について
	次第に基づき、次のとおり進められた。 【草平会長】 事務局から、「次第の2議事 (1)計画に係る取組の実施状況について」ご説明いただき、皆様から意見等をいただきたいと思います。 なお、資料は事前に送付いただきましたので、説明については主要な事業など要点を絞ってお願いします。 【事務局】 それでは、事前にお送りしておりました事前配布資料①の「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画 取組の実施状況について」に基づき、ご説明をさせていただきます。 1ページをご覧ください。まず、計画概要についてご説明いたします。最初に計画策定の背景と趣旨についてです。近年では、従来からの福祉課題に加え、8050問題、ダブルケアなど、複合化・複雑化した課題が生じています。こうした福祉課題に対応していくため、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築が求められています。本市では、市と社会福祉協議会が地域福祉の方向性を位置づける一体的な計画として「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」を策定しています。次に計画の位置づけについてです。地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村が定める行政計画で、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や地域において社会福祉活動に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して作成する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画となっております。次に計画の策定状況についてです。山口市地域福祉計画については、平成16年に策定しまして、平成21年以降は、市と社会福祉協議会が協働して「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」を策定しております。計画の期間については、令和5年度から令和9年度までの5年間となっております。計画の策定体制等につきましては、学識経験者や福祉団体関係者、地域

づくり関係者、公募委員等で構成する地域福祉推進協議会における意見聴取等を行いながら策定いたしました。

続きまして、2ページの計画の体系図をご覧ください。本計画では、地域福祉の推進に向けた施策の体系について、目指す姿を「地域共生社会の実現」、基本理念を「みんなでともに支え合い、誰もがその人らしく、住みなれた地域で安心して暮らせる 福祉のまちづくり」とし、基本目標1「地域福祉を支えるひとづくり」、基本目標2「ともに見守り、支え合う地域づくり」、基本目標3「誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり」を定め、3つの基本目標ごとにそれぞれ活動目標と取組の方向性を整理し、包括的支援体制の構築をはじめ、地域福祉推進のための様々な取組を進めております。

続きまして、3ページの計画の推進をご覧ください。まず、計画の推進体制についてです。本計画では、PDCAサイクルを取り入れ、効果的かつ効率的に施策や事業を実施するとともに、山口市地域福祉推進協議会において取組内容を報告し、評価検証を行い、必要な見直しや改善を行いながら計画の推進を図ることとしております。次に成果指標の設定についてです。本計画の推進に当たりましては、計画期間中の達成状況を測るための総合的な指標として、3つの重要目標達成指標(KGI)を設定するとともに、基本目標ごとの達成状況を測るための重要業績評価指標(KPI)を設定しております。KGIは最終的な目標を評価する指標で、KPIはKGIを達成するためのプロセスが適切に実施されているかを評価する指標となっております。

続きまして、4ページの計画の評価指標をご覧ください。まず、KGIにつきましては、3つの指標を設定しております。上段の地域への愛着を持つ市民の割合ですが、こちらは計画の策定に当たり基礎的な資料とすることを目的として、計画策定の前年度に地域福祉アンケートを実施しております。令和4年度の実績値は85.2%でして、次回のアンケート実施年度である令和9年度の目標値は現状維持としております。次に、地域福祉活動で共助(相互扶助)ができていると思う市民の割合ですが、令和4年度の33.2%に対して令和5年度は33.8%と0.6%増加しております。これは、10歳代や20歳代の割合が減少したものの、30歳代や65歳以上の方の割合が増加したことによるものです。次に、地域行事や市民活動に、年1回以上参加している市民の割合ですが、令和4年度の49.6%に対して令和5年度は51.9%と2.3%増加しております。これは、20歳代や50歳代の割合が若干減少したものの、主に30歳代や65歳以上の方の割合が増加したことによるものです。

続きまして、5ページのKPIの評価指標をご覧ください。3つの基本目標ごとに指標項目を設定しております。まず、基本目標1に係る指標項目ボランティア人数ですが、令和4年度の16,150人に対して令和5年度は16,113人と37人減少しております。次に、NPO法人数ですが、令和4年度の82団体に対して令和5年度は84団体と2団体増加しております。次に、福祉体験学習受講者数ですが、令和4年度の3,514人に対して令和5年度は4,503人と989人増加しております。続いて、基本目標2に係る指標項目ふれあい・いきいきサロン設置数ですが、令和4年度の252団体に対して令和5年度は243団体と9団体減少しております。次に、地域課題解決に向けたサービスメニュー数ですが、令和4年度の20.1件に対して令和5年度は20.5件と0.4件増加しております。

次に、避難行動要支援者個別計画(避難マイプラン)作成率ですが、令和4年度の50.8%に対して令和5年度は71.5%と20.7%増加しております。続いて、基本目標3に係る指標項目地域ケア会議の開催により、支援・取組につながった件数ですが、令和4年度の142件に対して令和5年度は150件と8件増加しております。次に、日常生活自立支援利用者数ですが、令和4年度の163人に対して令和5年度は160人と3人減少しております。次に、成年後見制度

利用者数ですが、令和4年度の416人に対して令和5年度は411人と5人減少しております。次に、自立相談支援対象者数ですが、令和4年度の159人に対して令和5年度は165人と6人増加しております。次に、やまぐち「まちの福祉相談室」相談件数ですが、令和4年度の387件に対して令和5年度は1,260件と873件増加しております。なお、6ページ以降は指標項目ごとの事業内容、成果及び課題等を記載しております。本日は、お時間の都合もありますので、主要な点に絞ってご説明させていただきます。まずは、社会福祉協議会が所管しております指標項目の内、3点について、社会福祉協議会の吉武主幹からご説明いたします。

それでは、6ページをご覧ください。指標項目は、ボランティア人数(団体・個人含む)です。実施内容としましては、市民の意識の向上と、ボランティア活動・交流の場を提供し、ボランティア活動の振興をすすめています。ボランティア人数(団体・個人含む)は、令和4年度の16,150人に対して令和5年度は16,113人と横ばいとなっています。成果としましては、新型コロナウイルス感染症が5類となったことにより、ボランティア活動を再開したい希望が増えています。また、市ボランティア連絡協議会で市民対象の研修会や交流会、本会のホームページ等で情報提供を行い、市民への周知ができました。課題及び課題への対応としましては、ボランティア受け入れ先の減少や地域のボランティアの方の高齢化していることから、市ボランティア連絡協議会と共にボランティアの育成支援に努めることや各地区地域福祉活動計画実行委員会や広報活動等を通じて市民へ周知を図るとともに、ボランティア活動に合ったマッチングをするためにニーズ調査を行うこととしています。令和6年度の取組としましては、多くの地域の方にもボランティアに関心をもってもらうため、市ボランティア連絡協議会と一緒にボランティア研修会を行いました。また、市内の社会福祉法人を対象にボランティア受入れについてニーズ調査を行っております。

それでは、8ページをご覧ください。指標項目は、福祉体験学習受講者数です。実施内容としましては、小・中学生を対象に福祉や介護の理解や関心を高めることができるよう、福祉等に関する啓発や体験等を行います。福祉体験学習受講者数は、令和4年度の3,514人に対して令和5年度は4,503人と989人増加しております。成果としましては、市内の社会福祉法人や福祉関係の学校、ボランティアさん等、現場の方が直接、講師として福祉の仕事や専門的な内容を伝えることができました。また、授業参観を活用する学校もあり、子どもだけではなく保護者の方にも理解を広げる機会となりました。課題及び課題への対応としましては、福祉教育の希望時期が学校で重なることが多く、早めに連絡をいただき講師等の調整をする予定です。また、車いす体験や高齢者疑似体験の機材の不足分に関しては新規購入等で対応します。令和6年度の取組としましては、福祉教育に必要な機材の充実を図ります。また、福祉教育の充実を図るため、8月に市内の小・中学校(小19校／中9校)と社会福祉法人(17法人)で情報交換会を開催しました。

それでは、9ページをご覧ください。指標項目はふれあい・いきいきサロン設置数です。実施内容としましては、地域住民が主体となり、高齢者や子育て中の親等が気軽に集まることができ、仲間づくりや生きがいづくり等の集いの場を進めるものです。ふれあい・いきいきサロン設置数は、令和4年度の252団体に対して令和5年度は243団体と9団体減少しております。成果としましては、令和5年度に1件開設されています。サロンを行うことにより、地域の方の集いの場となり、見守りや地域のつながりを図ることができています。課題及び課題への対応としましては、継続した運営ができるよう人材養成や支援体制を整備する必要があることから、サロンの新規設立がしやすいように、新規設立補助金条件の緩和を行いサロンお助け隊やサロン活動が可能なボランティアを

把握し登録者を充実していきます。令和6年度の取組としましては、各地区サロンの実態把握を行います。また、サロンの運営の充実を図るため、講習会や情報交換会を行います。

続きまして、山口市が所管しております指標項目の内、4点について、ご説明いたします。

それでは、11ページをご覧ください。指標項目は、避難行動要支援者個別計画(避難マイプラン)作成率です。内容としましては、高齢者や障害をお持ちの方など災害時に自ら避難することが困難な、いわゆる避難行動要支援者ひとりひとりの避難マイプランの作成について、民生委員さんをはじめとする地域の関係団体の皆様方のご協力の下、支援体制づくりを進めているものです。

個別計画の作成率は、令和4年度の50.8%に対して令和5年度は71.5%と20.7%増加しております。成果としましては、各地域における避難マイプランの作成率は順調に増加しており、支援体制づくりは徐々に進んでおります。

課題及び課題への対応としましては、一般避難所での避難生活が困難な方に対し、避難先を確保することが必要であることから、一般避難所内の福祉避難スペースの充実を図ることとしています。令和6年度の取組としましては、引き続き、避難マイプランの作成に向けた支援を行います。また、福祉避難所の指定に向けた基本方針を策定し、今後、山口市介護サービス提供事業者協議会等と協力して指定を行っていくこととしております。

次に、12ページをご覧ください。指標項目は、地域ケア会議の開催により支援・取組につながった件数です。内容としましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、医療、介護の専門職や地域の関係者等で個別ケースの検討などを行うものです。支援・取組につながった件数は、令和4年度の142件に対して令和5年度は150件と8件増加しており、令和9年の目標値と同数となっております。成果としましては、個別課題の解決や、関係団体等とのネットワーク構築につながっており、自分らしい生活を取り戻せるよう活動・参加について多職種で検討を行うことができております。課題及び課題への対応としましては、地域ケア会議を通じて個別の課題解決にはつながっていますが、個別事例の積み重ねから地域の課題を把握していくことが必要であり、個別事例を通して、必要な社会資源や地域資源の把握に努めていくこととしております。令和6年度の取組としましては、引き続き、地域ケア会議において個別の検討を多職種で行うとともに、課題解決に向けて必要な社会資源の提案も行っていくこととしております。また、地域ケア会議からどのような地域課題が見えてきたのか、また関係機関と共有が図れているのかを確認することとします。

次に、15ページをご覧ください。指標項目は、自立相談支援対象者数です。内容としましては、生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援機関として、「パーソナル・サポートセンターやまぐち」を設置しております。具体的には、相談者の状況や本人の意思を十分に確認した上で、個々の状態にあった支援計画の作成を行い、関係機関との連携により、自立に向けた伴走支援を実施しております。支援対象者数は、令和4年度の159人に対して令和5年度は165人と6人増加しております。成果としましては、支援を希望する165人に対して事業を実施した結果、就労による困窮状態からの脱却などにより支援が終了した者は133人となりました。課題及び課題への対応としましては、相談者の複雑化・複合化した課題に対応するため、新たな関係機関との協力体制の構築等を図ることとしております。令和6年度の取組としましては、引き続き、支援対象者への適切な支援、自立の促進を図っていきます。また、パーソナル・サポートセンターやまぐちの更なる周知を図るため、ホームページにおける事業の周知、リーフレットの作成・配布等を実施することとします。

次に、16ページをご覧ください。指標項目は、やまぐち「まちの福祉相談室」の相談件数です。内容としましては、地域住民が抱える福祉課題が複雑化・複合化していることから、包括的な支援を行うため、日常生活圏域ごとに、やまぐち「まちの福祉相談室」を設置しています。専門の相談員が福祉の困りごとを抱えている方の課題を把握し、高齢、障がい、子ども、生活困窮など様々な分野の専門相談機関と相談者をつなぐなど、困りごと解決の支援をしています。相談件数は、令和4年度の387件に対して令和5年度は1,260件と873件増加しております。成果としましては、全日常生活圏域に相談室を設置した初年度となる令和5年度は、ひきこもり、セルフネグレクト、不登校などの相談をお受けし、市民に寄り添う窓口として、円滑な滑り出しができました。課題及び課題への対応としましては、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業として、支援関係機関とのネットワークや各種会議、地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者のさらなる把握に努めていくこととしております。また、各地区で開催されている民生委員・児童委員協議会の定例会等にくまると相談員が出席し、地域で把握している支援ニーズや困り事などの情報を収集し、潜在的な相談者の把握に努め、支援関係機関と連携しながら、支援方法を検討することとしています。令和6年度取組としましては、昨年度に引き続き、やまぐち「まちの福祉相談室」を市民に広く周知を行うため、チラシの配布などを行い、周知・啓発に努めます。また、相談員が民生委員や福祉員の会議などに積極的に参加し、関係性を構築して情報共有を図ることで、地域の中で支援が本当に必要な方の把握に努めることとします。

以上で、「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画 取組の実施状況について」の説明を終わります。

【草平会長】

それでは、令和5年度取組報告等について説明や振り返りがございましたが、ただいまの事務局の説明等について、委員の皆様からご質問やご意見、ご提言等はございませんか。

【藤井委員】

資料の①-4、市まちづくりアンケートの調査目的ということなのですが、これは毎年実施されているということなのですが、18歳以上の市民の方、約5,000人、配布数5,038、回収数1,851件なのですが、これざっと計算したら回収率が36.7%くらいなのなのですが、非常に何と言いますか、市民がまちづくりに対して、市がアンケートをやっているのですが、私から言うと全く関心がない、回収率が低い、普通の何と言いますか選挙のような低い36.7%くらいなのなのですが、これをやはり、70%とか80%倍くらいには上げていかないと、本当のまちづくりというふうなことができないとは思いますが、市の方のお考え方と、また委員の方でこういうふうに工夫すれば、回収率が上がっていくというふうなご意見があれば発言をお願いします。

【大田委員】

藤井委員さんは以前も回収率についてお話が出たと思うのですが、回収率の低さというのは、私は現場でケアマネージャーしていた身で、高齢者に関わったりというところで、アンケートはご本人さんに届くのですが、例えば認知症があったり、これ無作為に出されているから、出したくても出せない方というのが結構おられる印象があります。そういったところもあるので、回収率

については、例えば絞って返事を出される方とかになると、またこれが作為的になってしまうというところで、無作為になっているのではないかというところもあるので、そこをいかにアンケートとして出ない、声なき声を拾うというのも、こういった計画の中での1つなのか、確かに回収率は大切となったのですけれども、高野委員は統計上、何ら問題もないというところもいただいていたので、私は実感としていろいろ地域の中で考えている中で、やはり返したくても返せない人もおるということも考えて、回収率が下がっているというところも踏まえて、そこをいかに拾っていくかということも課題なのではないかなというのは、委員さんのおっしゃることもすごくよく分かって感じておるところではあるのですけれども、何回も言いますけれども、返したいけれども返せない人がいっぱいいるのだよというところも踏まえて、どうしていくかということもまたご検討いただければと思います。

【草平会長】

ありがとうございます。かつて同じ質問が出たと思いますが、いわゆるこういう市民の調査、今日のご欠席ですけれども高野委員が、他市を含めてこういうアンケートをされているということで、地域福祉計画に関わる、地域福祉のアンケートについては、5年に1回携わって、経年的に調査をしていただいておりますが、他市と比べてみて山口市の3割から4割の回収率は決して低くはないと発言されていました。ただし、市民の3分の1しか答えていない。その中で3割であれば9分の1しか答えていないことは事実でございますので、そういうところをこの郵送調査の限界あたりのところが言われているのではないかなと思います。ここについては、回収率をあげる方法として、どういうことがあるのかということ、また、社会情勢の専門家にも聞きたい部分もあるかなと思います。私は防府市で地域福祉計画の策定の方を携わっておりまして、この調査をやっておりますけれども、今年からWeb調査もあわせて行うということで、これが、調査方法が変わると、年次的な計画についてどれだけ影響を与えるかということはあるかなと思いますけれども、大体郵送調査の方が大体7割で、3割がWeb調査で回答という形になっておりました。そういう方法をとっていいのかどうか、また、調査の専門家に聞いていただかなければいけないと思いますが、隣の市ではそういうことをしておりました。なかなか報告等については、藤井委員さんの疑問について、市民の全体の3分の1しか答えていないということを、事実を確認しておく必要があるかなと思います。

【秋本委員】

まず8ページの令和9年度の目標値が2,000名となっておりますけれども、目標値が低いような気がします。これはどういうわけでしょうかね。それと、ただいま関係部局からつぶさにご報告いただきまして、皆様のご努力に敬意を表したいと思います。成果の方を見ますと曇りマークが7つで、晴れマークが4つという、数字的にみると道半ばかなと思います。その中でまちの福祉相談室、これはすごい成果を上げておられます。それから3ページなのですが、成果指標の設定ですが、KPI、これ見ますとKey Performance Indicator となっていますが、パフォーマンスというのは辞書見ても出ていないのですかね。Performanceの誤りなのではないでしょうか、それとも新しい造語が出たのでしょうか、お尋ねしたいと思います。以上でございます。

【草平会長】

KPIのことですすぐ分かりますか。

【事務局】

福祉教育の数値の件、8 ページですね。答えさせていただけたらと思います。目標値が令和 9 年 2,000 人とあるのが、実はこれ基準値が令和 3 年度 1,735 人の時に数値を立てました。皆様もご承知のとおり、この時がコロナ禍でございました。コロナ禍でかなり福祉教育の相談を各学校から少なくなっていた中で、こちらの数値を見誤ったと言えればそれまでなのですが、1,735 人から増やそうという、増えたらいいなということで、その時 2,000 人という目標数値を立てました。令和 4 年もまだコロナ禍ではございましたが、徐々に福祉教育の相談が予想以上に増えてきていまして、その後、令和 5 年の 5 月に 2 類から 5 類に変更となり、また増えていくということで、あともう 1 つが介護保険課からの介護の体験授業というの、我々の組織で事務局を持っている公益協という法人の事務局を持っているのですが、先ほど担当者も説明しましたように、社会福祉法人の方でタイアップして小学校・中学校まで体験学習を広げたという成果が、予想以上に学校の方も関心を示していただいて、体験学習に行ったということでありがたい話ではあるのですが、それに数値が大幅に広がった、コロナ禍の数値を見誤ったということと、中学校まで、前まで中学校はあまり相談がなかったのですが、体験授業をすることによって多くなったと、そういったいろいろな嬉しい誤算と言いますかということで、数字が大きくなったというのが原因だというふうに思っております。なので、数値がもしかしたら令和 6 年のこの数字も今のところ多数の相談がありますので、数値の上昇を予想しております。

【事務局】

すみません。KPI のつづりなのですけれども、これはすみません。Performance の誤りでございます。すみません、訂正させていただきます。

【草平会長】

最初の方の福祉教育の数値設定ですね。今日、ちょうど内田委員が欠席ですので、代わりにこの社会福祉法人の公益協というのが山口市の方で新しくできて、コロナ前にできたのですかね。それでコロナで活動が一旦中止されてしまったけれども、再開をしてこれは社会福祉法が改正されて、社会福祉法人が社会貢献をするということが規定されまして、責務があるということで規定されまして、それにおいては山口市ではいくつかの社会福祉法人が協力して社会貢献する、1 つ 1 つの活動が子どもたち、小学校・中学校での福祉教育を実践する等に社会福祉施設の方々協力するということで、飛躍的にこの数字が伸びたというふうなことを聞いております。本日、内田委員が出席されたら、このことを強調されて、社会福祉法人が貢献していますよということでございます。現場の方、その中学校も福祉教育の対象になるという、松野下委員さんどうですかね。現実には中学あるいは他の中学の状況とかで、子どもたちが車いすの人たちと接する場面というのは増えてきたわけでしょうか。

【松野下委員】

個人的に増えてきたという感覚ではなくて、今まで継続的に行っていたものがコロナ禍でなかなか、実際に行うことができなかったものが、また各学校の取り組みの中に入ってきたというイメージを持っています。したがって、それが増えたという印象を持ってなくて、これを見ても令和 3 年に基準値ができてそこからという中で、増えているというよりは元に戻ってきているという感覚の方が大きいかなというふうな気がしています。

【草平会長】

現場ではそんな感じですね。数字を見ますと、それぞれの実施校についてはその後変更ないということでございますけれども、市内全体を見ると数字としては提供側としては増えていますという状況です。

【藤井委員】

同じ 8 ページなのですがすけれども、福祉教育の推進となっていますが、機材というのは不足しているのは、車いすとかなのですか。

【中村課長】

今不足しているものは車いす、それから高齢者疑似体験となっております。

【藤井委員】

車いすだったらもし、車いすを使っている障がい者に古いものがあつたら出してくれないとかいうふうな投げかけをすれば、古いので十分使えると思いますというふうな話なのです。せっかくこの中に大学の先生がおられますので、長谷川委員にお聞きしたいのですけれども、大学の授業で点字とか手話とか、そういうふうなことをやられることがあるのかというのと、そういうことが点字とか、指文字とか、手話とかができる先生がおられるのかというのをお聞きしたいですが。

【長谷川委員】

山口県立大学は、介護福祉士の養成はしていないというのが、前提条件があって、社会福祉士の養成をしている、もしくは精神保健福祉士を養成している大学になります。授業としてないわけではないですけれども、専任の教員がいるわけではないですし、授業で教えてらっしゃる非常勤の先生に教えていただいているという形にはなります。サークルとしては点字、それから手話サークルがあるのですけれども、教員としては主には専門としている先生というのはいないという状況ではあります。

【上村委員】

11 ページの避難マイプランの件なのですけれども、この 2 年前位から、避難マイプラン作成があります。私たちもちょうどそうなのですけれども、民生委員の方が中心となって作成していただいております。その中で一応今後の対応とか取り組みについて、避難場所の確保とか、そういう形は分かるのですけれども、このマイプランを使って今後どのようにこれを活用していかれるのかというのが分からないですね。それというのも、利用された方がこれを書いたら、誰か助けに来てくれるのだろうかとか、これをどのように作成、書類を作るだけで今、終わったような気がして、その後、どのような活用されるのかとか、具体的に利用者さんにも説明ができない状況なので、もしその辺が分かったら教えていただけたらなと思っております。

【事務局】

避難マイプランの活用の仕方ということだったと思います。防災危機管理課では名簿を、避難マイプランを作成していただきまして、こちらについては平常時の活用の仕方としましては、例えば防災訓練への呼びかけとか、そういった災害時前の対応の時に、その名簿を活用しまして、例えば消防団であるとか、民生委員さんに対して、そういった情報を周知しまして、日ごろからそういった見守りとか声掛けをするなどの活用をすることとなります。災害時になりますと全

体名簿がありますので、そちらを提供して避難していただくというような流れになるのですが、避難マイプランで同意をいただいている方は、平常時の訓練などに活用させていただくこととなります。

【上村委員】

平常時の訓練のためという形で、実際本当に災害が起きたときにはどうなるのだろうというのを、皆さん心配されておるのですが、そういう形については、今後何か検討していかれるとか、何かありますでしょうか。今のところはまだ消防とかとは共有していないのですよね。まだ民生委員等に直のところしか共有していないので、助けに来てくださる方で、やはり結構一人暮らしだったり、自分が、体が動けなかったりということで、不安を持ってらっしゃる方結構いて、その辺の、かと言ってある程度自力で避難するのだよという言い方はできないと思うので、その辺で不安を持ってらっしゃった方、結構いるので、どうなのかなと。そのために、平常のためにだけ、このプランがあるという、なんか感じました。

【事務局】

今、避難マイプランに避難先を記載していただくわけなのですが、今年度、福祉避難所の指定を目指しておるというふうに聞いておりまして、今後指定するにあたっては、介護事業者であるとか、団体と協議をしながら指定をしていくということでして、例えば避難高度要支援者の方が、災害が起きたときに、例えばある介護事業所に避難されるというときには、その受け入れ態勢とかもあるのですが、そういったところの調整を市の介護事業所の指定に向けて支援をしていくというふうに聞いておりますし、そういった災害時について、今後その福祉避難所を指定していくにあたっては、市として避難高度要支援者の方への登録先の調整も今後進めていくというふうに聞いております。

【事務局】

避難マイプランについての基本的なご質問ですので、私の方からさらに補足させていただきます。マイプランにつきましては、ご存じのとおり一人一人の状況に応じて、どこに避難していただく、誰がそれをサポートするかというのを平時に決めていただくというところであります。よく委員さんもおっしゃいますように、では、ことが起きたときに誰か迎えに来てくれるのかというのが1番多いご質問でもあります。残念ながら、誰かが助けに行くことをお約束できるものではないというのがまた、それぞれの方々にご理解いただくというのはあると思います。ただ、その中で、1人で逃げてくださいというのが無理な方たちに対してのマイプランでありますので、例えば、その役目をご近所の方がするのか、ご家族の方が声をかけるのか、あるいは民生委員さん、あるいは消防団、警察、地域の方が、そういったいろいろな関わりの中で誰がやっていくのかというのをマイプランの中で整理していくということでもあります。ですので、まずはよく言いますが、どうしても災害の際の自助、まずは自分で自分の命をというところもございまして、そういった中で、このマイプランの中で自分が、ことが起きたときに誰に頼ればいいのか、自分は何ができるのかというのを、まずは自分の中で整理していただくとというような趣旨であります。ですので、マイプランができたという意味ではなくて、マイプランの作成を通じて、防災意識の高まりと言いますか、向上についても高めていくというのが趣旨ということで、まずはご理解いただければというふうに思っているところであります。

【上村委員】

私もその辺は本当に必要だと思っているので、そういうところをもう少し地域の方におろして、やはり徹底するというか、皆に伝える。民生委員の思いとしては伝えてはいるのですけれども、なかなかその辺がもう少し伝わっていないとか、そういうところが現場ではあると思うので、その辺をもう少ししていただければなと思いました。ありがとうございました。

【草平会長】

それでは続いて、中村委員さんの方からですかね。

【中村委員】

最初に 19 ページを見ていただきたいのですが、私の今の書類の中で、老人クラブ関係で令和 5 年度のクラブ数、それから会議数を書いてありますけれども、若干違うような気がしますので、調べていただきたいと思います。180 が 177、多分です。それから老人クラブ連合会は 5 月現在で 5,747 名というふうに私は記録しております。若干、大した数ではございませんけれども、特に今、会員減少が進んでおります中で、山口市老人クラブ連合会、各地区で非常に若手委員会を中心に頑張っております。老人クラブそのものが各担当で、先ほどの関係でございますけれども、お互い情報交換する場、こういうものが、コロナが 4 年間ありましたので、そういう話し合いの場がないということで、その場作りということを一生涯懸命考えているところでございます。これは行政と一帯となって、そういう場作りをやらないとなかなか難しいということであり、それから県労連におきまして、今チーム会議を行っていますが、各団体と色々な問題点を話し合うということで、これが非常に、情報交換ができて、有効な会議になっているところでございますけれども、その会議をやって、それを各地区で持って帰って、それをどういうふうに、地域にあったことを具体的に実行するかということでもあります。こういう問題を書いておりますが、今山口市老人クラブ連合会で再活動についての協議体を作ろうということで、今、小郡地区、横山さんいらっしゃるけれども、自治会連合会を中心に協議体を作って、お互いに困りごと、それからそのご近所でまた助け合うことをする組織を作ろうということで、今、かなり進んでおります。そういうことがやはり少子高齢化社会において、どこが中心になってやるかと、やはり高齢者であります。これも子どもの見守り、高齢者の見守りにも限度がございますので、地域と一体となって、この問題を考える、実行しようということで、今進めているところです。

【草平会長】

老人クラブの活動というところの紹介と、それから数字の変更というところの調査ということで依頼がありました。続いて、山根委員さん、どうぞ。

【山根委員】

災害マイプランに付け加えというか、現状というか、この間、鑄銭司地区で山火事があったと思います。私は今、山口南総合支援学校の学校運営協議会の委員でもありまして、その運営協議会でのお話をお伝えしたいと思うのですけれども、実際、山火事があって、山口南総合支援学校というのが、寄宿舎がありますが、消防の方からも一報がない状況だったそうです。やはり、寄宿舎の、その時の担当者さんが高等部の主事だったので、主事さんの判断で山火事がこちらの方へ向かってきている感じなので、避難をしないといけないというのを校長先生の方にご連絡をされたそうです。それで夜になっていましたので寄宿生を自宅に返すことはできない。では、どこに避難をさせるかということで、一応鑄銭司の地域交流センターの所長さんと連携を取られて、受け入れがで

きるだろうかとというところのやり取り、その火事に対しての防災で消防の方から何か連絡があるのかと校長先生は待っておられていたようなのですけれども、まったく連絡がないと。消防の方に校長先生の方からお電話をされたらこういう状況なので、火が近くになったら、また消防の方に伝えてほしいというような感じだったそうです。その当時、寄宿舍に13人いて、それを鑄銭司地域交流センターで受け入れましょうという判断をされたのも所長さんだったようですし、そこへ避難をとというのも校長先生の判断だったようです。その時に名田島地区の自治会連合会の会長さんもいらっしゃったのですけれども、鑄銭司よりも本当は名田島の方が大変だった、火の手がすごく回っていた。その避難場所の開設もすごく、どうなのだろうという、地域交流センターには電話をするけれども、なかなか開設ができないという緊迫した状況で、鑄銭司の方が単独で開設をしたということを聞かれて、名田島の方も、うちも開設しますというような形だったようです。なので、避難マイプランは本当に作っておいても、本当に災害が起きたときにそれがきちんと活用できるかというのは本当に未知数なところがあるので、できるだけ早くやはり避難だけでもきちんと策定をされることを願いますし、山口市の中には、山口総合支援学校と山口南総合支援学校と、山大附属特別支援学校と3校の障がい児教育をしている学校があります。その子たちの避難先もプラン策定の中に含めていただければいいのかなと思っています。

【草平会長】

学校での避難というところのご意見でございました。この火事につきましては想定がなかなかなかったところだと思います。今、避難レベルに応じていろいろな警報が出ますけれども、この件について、事務局からお話いただけますでしょうか。所管課ではないかと思いますが、その辺のところをよろしくお願いいたします。

【事務局】

鑄銭司の山火事の件については、我々としても今、ご意見を参考にさせていただく部分があるのだなということで、確かに支援学校への連絡、誰がするのかというところは正直、そうだったという感想を持っているところであります。避難マイプランとの関係で言いますと、今回の山火事につきましては、自然災害とは別の大規模災害というようなくくりの中で整理します。かつて小郡の中で大火事があったというところもあります。ああいったものに対する想定のものがあります。ただ、いわゆる山火事という街中の火事と違って、山火事というのがどの程度の影響があるのかというのは、我々としても消防の消火活動を見守っていたというところではあるのですが、実際にその地域の方たちへの影響というのは、我々としても逐一把握できていたかという意味で言えば、そこはまだまだ不足していたというのが実感ではございます。この度のご意見は持ち帰りまして、また消防部局、あるいは防災部局と今後の対応策についても検討してまいりたいというふうに思っております。

【長谷川委員】

今回、実績の方だったので、今日、今ここで答えていただかなくても、多分数値はあると思うので、それをもとに考えてもらえればいかなと思っています。向上のところなのですけれども、後ろから行きますけれども、16ページの向上の部分で何点かあるのですけれども、まちの福祉相談室の件数が増えているのは、これはやはり周知徹底ができていることだろうなと思うのですけれども、多分、包括ごとに数がだいぶ違うと思うのですよね。包括ごとの数の違いというのは出すときにされていると思うのですけれども、包括ごとの数の違いで、多いところ

少ないところの違いは何だったのかというところで、多かったところは何が、原因が多くて、少ないところは何が原因で少なかったのかということ踏まえて、来年度以降の数値の改善とか、改善とは言わないですけども、数値を少ないところから増やしていくというところでやっていっていただく、多いところは伸ばしていいと思うのですけれども、というところでやっていただけたらいいかなと思うのが1点。次の向上のところが12ページの地域ケア会議、これも同様だと思いますね。包括によって多分、地域ケア会議の支援・取組につながった件数の数も違うと思います。多分、多いところと少ないところの差もかなりあるのではないのかなという推測です。これはいいです。どこが多いと言ってしまうとそれは問題になるので、特にこの会議、数値がどこということは求めませんけれども、こちらの方もつながって、多くの支援・取組につながった包括の何らかの理由があると思います。その理由が何なのかということはどう1度、多分それは担当課との話し合いになると思うのですけれども、計画の推進している課というよりも、地域ケア会議ですと、担当課がまた変わってくるかと思うので、担当課の方で、またその辺のところは話をさせていただいて調整をしていただくということがあっていいのかなということで、地域ケア会議は多分、分かっていらっしゃる方は分かっているのだけれども、あまり馴染みのない方というのは、地域ケアの個別と推進会議と両方がありまして、多分、支援・取組につながったという推進会議の方ではないかなと思いつながら、個別課題で書いているから両方ひっくるめて書いているのかなというようにところで、ちょうどその辺のところは、両方とも地域ケア会議は、地域ケア会議で問題ないと思うのですけれども、その辺のところも踏まえて、どっちなのかな、どっちがうまくいったのかなということで、少しこちらの方も担当課の方と調整しながら検討していただければいいかなと思います。それから先ほどから話題になっております11ページの向上が入っている、避難行動要支援者の個別計画の作成率についても、これも昨今、努力義務と言いますか、作る方向でいって71までいっているというのはすごいいいなと思って、数値的には思っているところですが作成だけです。その後の推進については先ほどいっばい出ているので、それはもう担当の課との調整になると思うのですけれども、作成率については、やはりこれも多分、民生委員さんのご努力ということでありましたけれども、これも地域によってかなり違うのではないかなという推測をしております、高いところと低いところがあると思いますので、その辺のところも同じようなことなのですから、ぜひまた、今後の参考にしていただくようなこともぜひあるといいのかな。その数値を出してくれということはできませんので、もう1個の福祉体験学習については非常によく分かったのですけれども、コロナが明けて増えていることもあるのですけれども、やはりこれはもう県社協の方でも、福祉体験というのも福祉教育の新しいガイドラインが作成しているところがありますので、福祉教育の内容を含めた体験学習の内容の方をもう少し組み込んだような形で、また社協の方でご検討いただくことが更なる実績値につながるのではないかなと、やはりその辺のところも、内容が伝わっているかということ、私もうちの実習生たちがなんとなく理解はしているのですけれども、各社協さんでやっている内容について、あと話したりすることもありますけれども、その辺のところもぜひやっていただくといいのかなと、向上の部分、横ばいのところは横ばいでやっていけないといけな。向上のところが、数値が上がっているところは逆にそういった意味で、少し内容を検討していただくということがいいかな。お答えいただきなくて結構ですので、そういったところをぜひまた今後やっていただけたらという希望です。

【草平会長】

まずは、まちの福祉相談室の個別の件数が違うのではないかとこのところですね。包括ごとの数値とか、あるいは地域ケア会議についても同様のことはないか。それから福祉教育の推進についてのご意見でございますが、事務局の方から返答などございますでしょうか。

【事務局】

長谷川委員さんがおっしゃられた避難マイプランの作成率なのですけれども、これは防災危機管理課から資料をいただきまして、マイプラン、4年度から5年度にかけて、例えば平川地区でありましたら0%から86%になっていると、逆に小郡地区については8%代と低くなっていると。この現状について、どういう理由があるのかというふうに担当課に聞いたところ、やはり地区ごとによって、避難マイプランを作成するタイミングや人員の問題でなかなか進まないというところもあるようです。逆に今年度、小郡地区については作成が皆さんのご協力が進んでおるということで、今年度については小郡地区がだいぶ上がってくるのではないかとこの話もしていましたので委員が言われたところの内容の検討について進めてまいりたいところです。

【藤井委員】

資料の20ページなのですが、資料をざっと目を通したのは通したのですけれども、1番上の障がい者、身体障がい者は高齢とかなんとかで減っておりますけれども、療育手帳が私の知るかぎりでは18歳以下の障がい児というわけではないけれども支援が必要な児童が療育というふうに思っていますけれども、出生率が減っているのに、療育児童が増えていることは、どういうふうなことになるのかということと、精神障がい者も圧倒的に増えているというふうに数字が載っておりますけれども、これは市の方ではどういうふうに数字が増えていることに対して、どういうふうに分析をやられているかというふうなことが1つと、せっかくここに小中学校の委員がおられますので、学校ではこの療育児童はどういうふうな実態なのかというのもお聞きしたいと思います。

【草平会長】

まずは療育手帳につきましては委員の少し思い違いがあるのではないかと、まず知的障がい者の子どもと大人の数ですので、療育手帳自体は知的障がい者が所持するものですので、子どもも大人も含めてというところでございます。障がい福祉課長の方からお話しをお願いします。

【事務局】

今、委員さんお尋ねの療育手帳と精神福祉手帳の所持者の方が増えているという理由についてでございますが、こちらにつきましてははっきりとした理由は分からないところでありますが、本市といたしましては社会的な理解が深まってきておるというところで、何かしら気になる子どもさんであったり、そういった方が病院なり学校に進学する際にも、検査などで気になられた際に手帳を取得しやすくなったという、そういった社会的な環境の変化というのがあるのではないかと考えております。そういったところで療育手帳については近年、増加傾向にあるというふうに認識しております。もう1つ精神福祉手帳の方につきましては法令化というのがありますが、認知症の方も増えてきておるところでございますので、精神福祉手帳の取得の方につながっているというような背景があるのではないかと考えているところでございます。

【草平会長】

この2つにつきましては、療育手帳並びに精神保健福祉手帳については数字的に増えているというところ、全国的な状況についてもすぐに出せないのですけれども増えているという、まずは、かつては手帳を取ることに自体に抵抗が強かったということがあります。いわゆるスティグマというものがあったのですけれども、それが社会的にその辺のところ抵抗がなくなったことなども影響しているのではないかとということでございますので、その辺の状況で山口市でも同様の状況が起こっているということではないのかなと思います。

【大田委員】

ふくまる相談というのが何年か経ちまして、うちもすぐそれがやることでワンストップになったという相談の話、その中で今、先ほど上村委員さんもおっしゃられました防災のところでも、未だに介護の現場であるとケアマネージャーがまた、その各家庭の避難場所であったりとか、リスト作成して3か月ごとに提出するというようなかなり大変な作業をしている中で、民生委員さんとの意見聴取だったり、その辺の意見集約もないまま、その時にケアマネージャーがどう動くのかとか、基本的に原則研修とかに行くと、自分のケアマネージャーだったり、現場の支援者が自分の命を守ってくださいといい、自分がまず避難することを考えてくださいとおっしゃられる中で、そういった中でまずは要支援者であっても支援される方というところ、原則なところが疎かになっていて、支援の手はどこどこというのがいっぱいになって、結局統一できていなかったり、例えば樺野川だったら、どこの辺が氾濫するのですかと危機管理課に連絡した場合でも、今度担当課に連絡したり、今度、いろいろな課にご相談に行かなかったらいけないとか、そういったこともあるので、ふくまる相談、とりあえずワンストップでその重層できているわけですね。各課をまたいで調整してくださるような形にもっとしていただけるといいのかなと思います。

【増本委員】

避難マイプランの作成、これは当初からやっております、山口市の方から市内5地区をモデル地域に指定されました。それはもうすでに100%いっていますし、毎年、公開しているですね。なぜ公開するかということなのです。町内会長が変わります、民生委員も変わります。いろいろな関係、隣近所の付き合いというのも変わります。そうするとマイプランそのものを変えなければならない。そして更新作業する。それを市の方へ届ける、本人の署名捺印もらって届ける。こういうことでやっているのですけれども、当初から危惧されたのが、元々市役所のねらいは民生委員は調査のプロですからね。調査するには民生委員が1番手っ取り早いのです。しかし、それは違うと思う。これは行政の仕事だ。行政でなかったら地域の仕事だ。自治会の仕事だということで、最初から5地区に対しては、まず自治会があって、その中の調査員の中に民生委員が入る。これは当然だろうということでずっとやってきました。それで遅れたのが3年から4年のギャップがあるということで100%っていないですね。しかし、実際に、調査に伺ってみると市役所の人が来ると思っていた。なぜ民生委員が来るのかという話から始まる。実はこういうことでやっていますからねということで、初めて理解が納得されてやっとできる話です。それとマイプランと言っても、簡単に思われるか分かりませんが、私も民生委員をやって15年経ちましたけれども、高齢者の調査を毎年5、6月やります。これは、今は70歳以上になりましたけれども、70歳以上の1人暮らしの名簿が来ます。75歳以上2人暮らしの名簿が行政から提供されます。それを個別に歩きます。1人暮らしでも70歳でもまだ仕事をしているのが多くいますからね。名簿を作るのですけれども、それはそれで作ります。しかし、その時点でも問題になったのが、例えばここに

書いてあるような障がいを持っておられる方には、本人が手上げて私はこういうことを持っていますから1つ、民生委員さん見守りの対象にしてくださいと言って、本人が言わない限りできなかったのです。しかし、この避難マイプランできた時の名簿そのものが、本人が希望したものですから、それが地域に名簿が出てまいります。それを個別に当たるのがマイプランです。そして、その中にもそれぞれ障がいの程度あるいは、要支援・要介護の程度によって、施設にずっとかかっておられますけれども、第1にやはりそういう施設の人がどこまで支援できるかということが1番問題なのです。ある時こういう問題が起きました。私が担当している、私は湯田地区の山手の西朝倉なのですけれども、施設に行って1日中毎日、ほとんどデイサービス受けています。昼間は私どもが、施設が面倒を見ますけれども、夜は民生委員さん面倒を見てください。こういうことを言われたことがあります。マイプランを作成して1番問題なのは、私のところの湯田地区でも全体で見てもそうなのですけれども、水害で避難しなければいけないほどのものがないのですよ。問題は地震ですよ。行政にもいろいろなやり取りしていますけれども、現実的には自治会を中心でやらないと、地域のことになるやはり自治会なのです。その中で調査をするのが民生委員であるということで、私どもの民生委員児童委員協議会の中ではそういう言い方をしています。いきなり民生委員がやれということになったら、それは違うでしょうと。法律でそんなこと書いていないのですよという言い方をしながら私どもやっておる、そういう現状です。ですから、すでに恐らく6年度は、数字はまだ上がっていると思います。民生委員の任期は3年です。町内会長の任期は1年です。早いところは2年です。再任しない人がほとんどです。そうすると民生委員の3年がいかに重宝されるかということが現実的にあります。そういうことを現場では葛藤していますね。

【草平会長】

現場であれ、自治会の方ではそういう100%に向けてやられているところですが、私の方から言ってよろしいでしょうか。平成21年に大変な雨が降ったのを皆さんご記憶だと思います。ちょうどあの時には朝の時分だと思うのですが、それぞれ皆さん方見守りの方で、自治会の方でもやられたと思いますし、もう1つは介護支援、介護の事業所の方々、ヘルパーさんとか、家庭訪問をしているときに大雨が降ってということで、当然、その職務を越えた形で支援されたという話を後から聞きました。ただ、今、大田委員が言われた部分というのはそういった地域で支えてらっしゃる、横で支えてらっしゃる部分に、専門職が縦で入っていつているのですけれども、この縦と横の連携が取れていないという、取る仕組みがあったらいいのではないかということで、その辺のところ、専門職の方もそうやって平成21年の時には自分の命の非常に危険な状況の中で、ずっと仕事をされていたというところがありますので、両方の方々、地域の方々も、その方の安全を巡って努力されているわけで、その縦と横のつながりをどのように作っていったらいいですかという話だったような気がします。今、増本委員からはその地域では、その辺のところは非常に努力してマイプランを作ってもらったということでございますが、そのこのところのつながりと言いますか、なかなか介護の事業所というのは、地区を越えてされますので、どの事業所に入っているかわからないというところで、その把握もなかなか難しい中で、組み合わせが難しいならどういう仕組みを望んでいますかというところがございます。介護保険課長あたりいかがでしょうか。その辺の仕組みづくりというところについて、ご意見があればよろしくお願いします。

【事務局】

まず、避難マイプランということで地域を中心に作っていただいている。それから介護事業所の方でもBCPということで、利用されている利用者の方のいざという時の状況というのは把握をしてらっしゃるというふうに認識をいたしております。確かにそこをつなぐマッチングをするようなところは、まだそこまでいたっていないというのが現実であると思いますし、そういうご要望だというふうに思っております。まずは今、それぞれのところでやっていたものを、整合を取っていく、情報を共有する仕組みということについては、今からの宿題であるというふうに思っております。また、確かに災害時は大変なのですが、個人情報というところの観点もございます。そういったところ、少し研究をしながら進めさせていただきたいというふうに思っておりますし、防災危機管理課ともよく話をしながらというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

【草平会長】

続きまして、「次第の2議事（2）重層的支援体制整備事業の取組等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、事前にお送りしておりました事前配布資料②の「重層的支援体制整備事業の取組等について」に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、重層的支援体制整備事業の概要についてですが、本事業は一つの支援機関だけでは課題解決に導くことが難しい複雑的、複合的な課題を持つ方をサポートするための体制を構築する事業でして、新しい支援制度というよりは、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、困難ケースについては関係機関等が連携するなどにより、適切かつ効果的に支援を実施していくための事業となっております。また、本事業は相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つに分類され、これらを一体的に実施するものです。まず、相談支援につきましては、包括的相談支援事業としまして、相談に来られる方の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めて課題の解きほぐしや整理を行います。また、相談を受けた機関で解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、他の支援機関へのつなぎなども行います。相談支援はいわゆる入口支援という位置付けとなります。次に多機関協働事業につきましては、重層的支援体制整備事業に携わる関係者の連携がよりスムーズになるように、相談支援機関をサポートする事業です。相談者に対する直接的な支援ではなく、相談を受ける相談支援機関を支援する役割を担っています。最後にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につきましては、複雑化・複合化した課題を抱えつつも、支援が届いていない方や、支援に拒否的な方に対して支援を届けることを目的とした事業です。次の参加支援につきましては、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない場合に、本人の希望やニーズに合わせて、社会とのつながりづくりを支援する事業であり、参加支援はいわゆる出口支援という位置付けとなります。次に山口市重層的支援体制整備事業の全体イメージについてです。上段の相談支援事業の内、包括的相談支援事業では、障がいや高齢分野などの既存の相談機関がございますが、令和3年度末から令和5年度の初めにかけて、「やまぐち『まちの福祉相談室』」を全ての日常生活圏域の地域包括支援センター等に設置しました。各相談支援機関で受け付けた相談内容の内、複雑化・複合化した課題については、地域福祉課内に専門職2名を配置した多機関協働事業において、課題の把握、支援機関の役割分担、支援の方向性を示すなど全体の調整機能を果たす中核的な役割を担っています。そして、重層的支援会議を経て対象者の状況に応じて社

会参加に向けた支援を行っています。

続きまして、裏面をご覧ください。こちらの一覧表は、重層的支援体制整備事業に取り組むに当たって、必須となる12事業を掲載しております。お時間の都合もありますので、要点を絞ってご説明いたします。まず、中段の今年度から実施しております参加支援事業についてです。取組内容として2点挙げておりますが、1点目は教育委員会との連携による不登校支援です。不登校の背景に福祉的な課題がある場合などは、教育委員会と地域福祉課が連携して取組を進めております。具体的には、現在進行形の事例になりますが、北部の中学校で中学2年生男子生徒の不登校事案です。こちらの家庭はひとり親家庭でして、令和2年に関東から移住して来られ、当時、姉が中学校でいじめにあってしまったそうです。その際の学校側の対応に不満を持たれ、それ以降、学校側を遮断し、不登校支援に向けた話が一切できないという状況から、地域福祉課に福祉的な観点から対象世帯に接触できないかというご相談をいただき、先般、学校関係者と協議を行ったところです。今後の方策としては、民生委員さんなど地域の方に仲介していただき、ふくまる相談室が対象世帯にアプローチし、不登校支援に向けた話し合いを進めていきたいと考えております。2点目はひきこもり支援や就労支援の取組です。具体的には、今年の5月、高校中退後からひきこもっている40歳代男性の母親がふくまる相談室に相談されました。ご本人の解決したい課題は、自分の思いを相談できるようになる、そして、安心して過ごせる場所を持つことで、家族以外とも交流が行えるようにになりたい。というご希望でした。その後、ご本人や母親、障がい者基幹相談支援センターなどの関係者で支援の方向性について協議を行い、小郡地域でNPO法人がひきこもり支援として、安心して過ごせる場を提供しておりますので、そちらをご紹介します。母親の送迎で定期的に通うこととなりました。ちなみに、家から外に出たのは約17年振りだったようです。続きまして、下段の地域づくりに向けた支援の内、生活困窮者支援等のための地域づくり事業についてです。取組内容として2点挙げておりますが、1点目は市から社会福祉協議会に委託しております地域福祉推進事業の一部拡充となります。事業内容としましては、身近な地域において、住民等による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える方の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処などの仕組みづくりを行うものです。令和6年度は、こどもに関係する団体間で情報交換を行い、それぞれの課題を共有し、解決に向けた提案をし合うことで団体間による共助の取組が図られるメニューなどを新たに追加しております。2点目は民生委員の担い手不足への対策です。国が実施したアンケートによりますと、民生委員の担い手確保が難しかった理由の一因として、民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくいという結果がございます。これを踏まえ、本市では、市民の「理解度の向上」を図ることを目的として、民生委員の活動内容等を分かりやすくまとめたチラシを作成し、市報9月15日号と併せて各世帯に回覧を行いました。チラシにつきましては、当日配布資料の⑥をご覧ください。この度は、初めての試みであることから、民生委員に関する基本的な内容や市ウェブサイトへのQRコードを掲載いたしました。若干ではあります。民生委員に関するお問い合わせ、それから、ホームページのアクセス数の向上が見られたところです。なお、来年度は3年に一度の一斉改選に当たることから、こうした周知・啓発を継続して実施する予定としております。

以上で、「重層的支援体制整備事業の取組等について」の説明を終わります。

【草平会長】

それでは、委員の皆様からご質問やご意見等をお受けしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【長谷川委員】

1 点だけ伺いして、数として教えていただきたいのですが、先ほどの計画でふくまるの件数がこれだけ増えている中で、重層的支援会議の件数というのは、実際どれくらいの件数の増加というのがみられるのでしょうか。

【事務局】

重層的支援会議の開催件数なのですが、令和 5 年度の実績としましては、重層的会議が 3 件で支援会議が 18 件となっております。この重層的会議なのですが、こちらの会議はご本人さんから相談を受けまして、個人情報公開する形で関係者に集まっていたいて、支援の方向性を決定するものですので、この重層会議につきましては、ハードルが高いというところで、令和 5 年度の実績としましては 3 件にとどまっております。

【長谷川委員】

これから増えていく可能性もこれだけふくまるの相談が上がっているとある可能性が高いという感じですかね。分かりました。

【尾中委員】

重層的支援体制整備事業の取組の中で、社会福祉士会の方のボランティア活動に協力してもらえないかという依頼があって、ゴミ屋敷の片づけをお手伝いしたことがあります。その時に②に相談者に対する直接的な支援でなく相談機関への支援とあるのですが、担当の方が丸投げではなくて、一緒に直接的な支援も含めて関わっていただくとというのが大事なのではないかなと、その方は一緒に活動してくださったので、あえて直接的な支援ではないと書いているのが、若干違和感があるなと思っています。すみません。これは意見です。それともう1つ参加支援事業のことなのですが、不登校の子どもの福祉的な課題を抱えている世帯への関わりについて、スクールソーシャルワーカーとの連携が実際にどうなっているのか聞いてみたいところです。

【草平会長】

1 点は意見ですね。2 点目は質問の方ですね。

【事務局】

スクールソーシャルワーカーとの連携につきまして、これは中央部の中学校の案件なのですが、お母さんが障がいをお持ちでお子さんが不登校になっていらっしゃる世帯なのですが、このご家庭にスクールソーシャルワーカーの方が入られていまして、8 月くらいに市役所の方に来ていただいて、このご家庭のお話をスクールソーシャルワーカーの方にお聞きをしました。他にも、スクールソーシャルワーカーの方が市内には 10 何名かいいらっしゃるそうなのですが、この 1 名の方に先般、ふくまる相談会議を月 1 回やっております。そこにスクールソーシャルワーカーの方をお招きしまして、最近の不登校の現状であるとか、スクールソーシャルワーカーのそのもののお仕事とかを、相談員を前に講演をしていただきまして、相談員の知識の向上も図ったところです。先ほども言いました北部の中学校のケースなのですが、この方はスクールソーシャルワーカーが介入できていない方でして、そういった方の支援もなかなかできないということで、今回、ふくまる相談室が直接関わるようになっており

ます。基本的には不登校支援に向けては、スクールソーシャルワーカーの方と連携しながら取組を進めていければと思っております。

【中村委員】

もう1回確認したいと思いますけれども、市全体で行う今の生活支援の第1層ですね。第2層については21地区ありますけれども、これでいいですね。山口市全体で21地区あると思いますけれども、それから第3層というのが校区毎でいいのですか。第1層、第2層、第3層についての確認です。

【事務局】

すみません、委員さん。重層の1、2、3のお話ですかね。

【中村委員】

協議体というか全体で支援する1つの協議という会議をやることについて、いつも第1層、第2層でやりますか。それではないですか。

【事務局】

委員さん、おっしゃっておられていることが今回の重層的支援体制整備の事業の話ではなくて、生活支援コーディネーターのお話をされているのではないかと思います。今、担当が説明したのは、それとはまた別の事業でございます。ですから、市全体でいう、いわゆる1層の生活支援コーディネーター、あるいは生活支援コーディネーターということは、それはそれで今も事業としてやっておりますが、今日、この場で説明させていただきました、重層的支援体制の1、2、3というのはそれぞれの分野というふうに思っていただければというふうに思っております。ご質問の意図と違えばまたご指摘していただければと思います。多分、生活支援コーディネーターのことを今、おっしゃっておられるのかなという前提でお答えいたしました。

【中村委員】

そもそも第1層、第2層という言葉が出てきますので、確認をしたのですが。

【事務局】

それでしたら、事業が違うということでご理解いただければと思います。

【藤井委員】

2番の山口市重層的支援のところなのですけれども、引きこもりとか8050とかいうふうなことが何と言いますか実態と言いますか、実質をなかなか把握することが難しいとは思いますが、やはり上がってくるのは地域の民生委員さんとか、福祉委員さんの方から、こういうふうな家庭がありますよとかいうふうなことで上がってきてから集計をされると思います。世の中がどんどん複雑化して、市もなかなか大変だと思いますけれども、今後、こういうふうな統計を上げていかれるというふうなことでよろしいですかね。

【事務局】

委員さんおっしゃられたのが、この相談ケースの中でも引きこもりの案件とかそういったケースが内訳で何件くらいあるかを公開すると。ちなみになのですけれども、今言われた引きこもりの関係ですけれども、令和5年度ベースで言いますと相談延べ件数が1,260件ありまして、そのうち引きこもり・不登校に関しては145件です。これは相談内容に応じて細かく内訳を集計に取っており

ますのでこういったものも市の方では情報としては共有しております。

【藤井委員】

それと引きこもりとかの方の就労も山口市で一応予算は計上してあるというふうなことでよろしいですかね。

【事務局】

就労支援ということですかね。予算措置しておりまして、パーソナル・サポートセンターやまぐちというところに就労支援の委託をしておりますので、そちらの事業の中で支援を行っております。

【上村委員】

重層的支援体制整備事業に向けて、相談事業が非常に充実していてふくまるさんとかとても相談に乗っていただいているので、地域ではとても助かっている状況です。ただ、入口支援があるのと、ふくまるさんの役割はつなぐ支援だということをお伺いして、やはり解決に向かうのが難しいケースや相談を継続していくのが難しいケースとかも結構あります。こういう時にアウトリーチを通じた継続的支援事業という形になるのだと思うのですが、きちんと支援事業所とか、支援をしている団体等につながると、そちらの方でお任せすることができるのですが、そういうところにつながらない時に、専門職の方の見守りとか、例えば保健師さんが定期的に来ていただけたらありがたいなとか、そういうのも現場の方では希望があって、そういう専門職との連携とかがどの程度できているのかとか、その辺も現状が分かればそれも踏まえて教えていただければと思います。

【事務局】

ふくまる相談室、地域福祉課に専門職の2名がおります。定期的に生活支援コーディネーターの会議に出席をしております、そこで地域の社会資源であるとか、そういったものを、情報共有を図って、相談を受けた場合には参加支援につなげやすいように、そういった関係者と連携をしながら取組を進めているところです。

【上村委員】

最初は相談とか、そういう会議とか、そういうことを思っただけで、とても助かってはいるのですが、どうしても解決できないとか、解決しにくいとか、そういうケースが結構ありまして、現場でも大丈夫かなとか不安な思いで過ごしている子どもが結構いて、そういう時になにか継続的な支援がいただけないものかなと思いました。

【事務局】

先日小郡の女性の方からのご相談がありまして、この方は40代の障がいをお持ちの方だったので、隣の住民の方とうまくいってなくて、月1回程度どなたかに見守りをお願いしたいというようなご依頼がありまして、障がいの相談機関センターとか、川西のふくまる相談室ともお話をしまして、そのお住いの周辺の担当の民生委員さんにお話をしまして、月1回程度見守りをお願いできませんかということでお願いしたところ、快く受け入れていただいたというようにもなっておりまして、やはり地域の皆さんとそういったご協力というのが非常に助かったという事例でございました。今後は市としましては、どうしても支援につながらないとか、といったケースも出てきようかなとは思っております。

ども、必ず見放さずに一緒になって考えていければなというふうに思っております。

【上村委員】

1 番困っているのは民生委員さんで、またうちもやってもなかなか難しいかなみたいな感じであきらめてらっしゃった方が結構いたので、その辺も聞いてみました。

【草平会長】

その他、ご質問ご意見等ございますでしょうか。実は私、この委員会の委員長ということもございまして、山口市役所の方にご協力いただいて、ふくまる相談委員の方の定例会議と、生活支援コーディネーターの定例会というのに毎度参加させていただいております。それは市内の包括支援センターに配置してある、委託先の相談員の方々と市の本庁にいらっしゃる方との協議の内容で、委託というのは業務委託ですので、仕様書によって行うわけですが、相談業務でございますので、非常に専門性の高い領域で、第1層と第2層の相談機関の連携というか、意思疎通が非常に大事だというふうに感じておりますので、そのところが非常に山口市役所が、それを中心となって運営されているわけなので、非常に素晴らしいことだというふうに感じております。先ほど、いろいろなケースで従来であれば、地域の中で埋没していた事例が少しずつ解決の方向に向かっていると、これは重層的支援体制整備のおかげだなというふうな形で評価できる。先ほど数値的なところが出てくるのですけれども、相談の内容とか、救えた事例という、そういう質的な評価はなかなか出てこないのですけれども、そういったところ私自身、こういう立場で参加させていただいておりますので、どなたかにお伝えできればというふうなことを感じました。また上村委員の方からありました、伴走的支援ということはよく言われているのですけれども、そういった形では、言葉でいうのは簡単ですが、誰が伴走するのかというのが大変難しいもので、今後、その辺のところは簡単にはいかないなというふうに思っておりますが、そういった形ができればなというふうに解決、困難なケースが少しずつ、またふくまる相談の方のムーブメントというか、セルフネグレクトという自己否定をする方々の生活を支えていくということ、出回ってやってらっしゃいますので、その辺が少しずつ山口市の中で根付いて行けばと思います。

長時間になりましたけれども、今日皆様方の地域福祉を進めていく中での協議について、一応、これで終わらせていただきたいと思います。私の方の役割を終えまして、事務局の方にお返しいたします。どうも今日もいろいろご協力いただきましてありがとうございました。

【事務局】

草平会長、どうもありがとうございました。最後に私の方から、本城委員さんの方から事前に質問をいただいておりますので、その報告をさせてもらいたと思います。2点ございまして、1つは今後の推進協議会における年齢層について20代、30代の参加検討をされていますかというご質問をいただいております。この内容については、現在、関係団体からの推薦と公募によって皆様、こちらの方に参加出席いただいておりますのでございます。今後、公募委員の先行実施要項等について基準を定めておりますが、年齢制限を設けておりませんので、公募の際には幅広く周知してまいりたいと考えておりますので、ご回答とさせていただきます。もう1点、福祉政策における人口増を検討されていますかという質問をいただいております。この内容については、現在の皆さんご審議

	いただいた計画の中では、人口増についての明記はしておりません。ただ、この部分計画の上位計画に山口市の総合計画というのはございます。その中で、人口減少対策で3つの方向性というのを示させていただいております。簡単に申し上げますと、3つのうちの1つが若者の大都市圏への転出超過の抑制、内容といたしましては、二次救急医療機関の機能強化への支援を実施しております。2つ目といたしまして、子育て世代からさらに選ばれるまちづくりということで、世帯的には高校生までの医療費の無償化、またはおたふく風邪ワクチンの接種費用の一部助成等を実施しております。3つ目といたしまして、農山村エリアの転出超過の抑制というところで、地域が限定されるのですが、徳地診療所におけるデジタル技術を活用した遠隔診療の実施、これらのことを実施いたしまして、人口減少対策として位置づけて、今後も各関係機関と連携して福祉行政を推進してまいりたいと思っております。簡単ですが、ご報告させていただきます。
会議資料	<u>会議資料</u> ・当日配布資料①会議次第(本紙表面) ・当日配布資料②席次表 ・当日配布資料③山口市地域福祉推進協議会委員名簿 ・当日配布資料④事務局名簿 ・当日配布資料⑤山口市地域福祉推進協議会設置要綱 ・当日配布資料⑥民生委員・児童委員のこと(啓発チラシ) ・事前配布資料①山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画 取組の実施状況について ・事前配布資料②重層的支援体制整備事業の取組等について
問い合わせ先	健康福祉部 地域福祉課 地域福祉担当 (TEL)083-934-2790 (FAX)083-934-5087 (E-mail)t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp